

# 厨房油水分離槽清掃役務仕様書

久里浜駐屯地

調達要求書番号：

陸上自衛隊久里浜駐屯地厨房油水分離槽清掃役務仕様書		
厨房油水分離槽清掃役務	仕様書番号	1 8
	作成	令和 7 年 2 月 3 日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校

## 1 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次の定めによる。

- (1) 契約担当官  
厨房油水分離槽清掃業務の部外委託に係わる契約を締結する者
- (2) 給食担当官  
給食全般の業務について直接の責任者として統括する者
- (3) 検査官  
契約担当官の任命を受けて、補助者として部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者
- (4) 監督官  
契約担当官の任命を受けて、補助者として部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者
- (5) 受託者  
厨房油水分離槽清掃役務契約を請け負う者

## 2 総 則

- (1) 本仕様書は、久里浜駐屯地隊員食堂の厨房油水分離槽清掃役務（以下「役務」という。）について必要事項を規定する。
- (2) この仕様書の適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (3) 作業中に疑義が生じた場合は、給食担当官又は監督官に確認し、指示を受けること。
- (4) 本役務中における災害及び既存構造物等を破損した場合は、受託者の責任において現状回復すること。
- (5) 本役務時間は原則として平日の12時00分から14時00分までとする。
- (6) 受託者は、産業廃棄物収集運搬について許可を受けているものとする。
- (7) 作業写真は使用機器など、各作業毎に撮影し、アルバム整理して1部提出すること。
- (8) 当該役務に関する諸法令等を遵守し、本役務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用は受託者の責任と費用負担において行うものとする。
- (9) 本役務における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ、災害発生の防止に努めること。

- (10) 役務終了時に、別紙第1「役務完了届」を提出する他、産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）、産業廃棄物処分業許可証（写し）、マニフェスト、作業写真を作成し提出すること。

### 3 特記事項

- (1) 本役務実施時期は、令和7年5月・8月・11月、令和8年2月の4回を基準とする。  
細部実施日は、調整による。
- (2) 本役務に伴って発生した廃棄物は場外処分とし、マニフェストを提出すること。
- (3) 駐屯地内の水、電気の使用は、給食担当官又は監督官との協議による。

### 4 作業内容

- (1) 本役務場所「別紙第2」を参照
- (2) 揚水ポンプ・バキューム車などによる油脂・汚水の除去
- (3) 槽内の異物除去及び処置
- (4) 高圧洗浄による槽内及び周辺部等の清掃
- (5) 油脂・汚水の責任処理

### 5 清掃場所及び数量

- (1) 場 所 久里浜駐屯地隊員食堂北側及び南側
- (2) 数 量 厨房油水分離槽 2カ所
- (3) 厨房油水分離槽水張容積 2.686m

### 6 検 査

本役務の終了後、検査官の検査を受けるものとする。

- 7 この仕様書の内容に関し、疑義等が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。